

選挙時における体育館の使用について

本施設は、公職選挙法等による投票所及び開票所に指定される場合がある。指定された場合には、文京区選挙管理委員会の指示に従い、協力すること。（文京スポーツセンターが開票所として使用できない場合は、本施設が開票所として指定される場合がある。）なお、実際の使用場所及び時間については、選挙管理委員会との協議による。

（１）使用期間及び施設

① 使用日

- ・投票日当日（日） 8：30（開票所設営）から投票日翌日（月）18：00（開票所撤去完了）まで

② 使用区分

- ・投票日当日（日）
競技場、武道場1・2、その他（駐車場）…全日使用
アーチェリー・弓道場、卓球場、多目的室、プール、トレーニングルーム…
夜間（18時）から全館使用
- ・投票日翌日（月）
競技場、武道場1・2、多目的室……… 18：00（開票所撤去完了）まで
その他（駐車場）

③ その他

- ・投票日前々日（金）
臨時電話設置、FAX・コピー機設置、横断幕
（区議会議員・区長選のみ、告示日から選挙当日までとする。）